

豊能町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験者	わたなべ のぶひさ 渡辺 信久	大阪工業大学工学部教授
	たかなみ りょうへい 高浪 龍平	大阪産業大学工学部助手
ごみ減量化推進員	いしもり ながこ 石森 永子	ときわ台地区
	いそべ ともこ 磯部 知子	吉川地区
	いまむら きよし 今村 清	光風台地区
	しおやま かずや 塩山 和也	川尻地区
	たなか ようこ 田中 容子	希望ヶ丘地区
自治会長会	むかい まさる 向井 勝	豊能町自治会長会副会長
商工会	しもなか むねお 下中 宗雄	豊能町商工会会長
事業者	うしまる ひろあき 牛丸 裕章	コープこうべ コープ新光風台統括
豊能町一般廃棄物 再生資源集団回収団体	しおかわ つねとし 塩川 恒敏	新光風台自治会会長
一般廃棄物処理業者	ほんだ とよじ 本田 豊治	豊能郡環境事業協同組合 代表理事

規則順、50音順

## 豊能町廃棄物減量等推進審議会公開要領

### (目的)

第1条 この要領は、豊能町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

### (審議会の公開)

第2条 審議会は、豊能町情報公開条例（平成16年条例第3号）第7条各号のいずれかに該当する事項を審議する場合を除き、公開するものとする。

2 前項にかかわらず、審議会を公開することにより、公正で円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は、非公開とすることができる。

### (非公開の決定)

第3条 前条により審議会を非公開とする場合の決定は会長が行い、委員に対し事前に通知するものとする。

2 同一審議会において非公開とする事項とその他の事項とを審議するときは、非公開とする事項を審議した後、公開するものとする。

3 会長は、審議中にその内容が前条各項のいずれかに該当し、非公開とすることが適当と認めるときには、審議会に諮り非公開とすることができる。

### (公開の方法)

第4条 審議会の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に対し、次のとおり行うものとする。

(1) 傍聴を認める定員は10名程度とする。

(2) 傍聴希望者は、審議会当日、会議の開催予定時刻までに、受付で傍聴申込書に住所及び氏名を記入し、会長の許可を得た上で会場に入場するものとする。

(3) 傍聴の受付は、会議開始30分前から先着順で行い、定員になり次第終了する。

(4) 第2号の許可を得た者（以下「傍聴者」という。）に配布する会議資料は、原則として委員に配布するものと同じものとする。ただし、第2条第1項に該当する情報が記載されているもの、その他法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、この限りでない。

### (報道機関の特例)

第5条 会場には、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申し入れがあった場合は、審議会開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

3 審議会開始後については、写真撮影、録画及び録音は認めないものとする。

### (傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) はちまき、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと。
- (4) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会議開催中は、静穏に傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

第7条 傍聴者は、会議においては、会長の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴者が前条又は前項の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、又は退場を命ずることができる。

(審議会開催の周知)

第8条 公開による審議会を開催するにあたっては、開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を豊能町役場の掲示板に掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 審議会の開催日時
- (2) 審議会の開催場所
- (3) 審議会の議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他会長が必要と認める事項

- 2 前項の規定のほか、報道機関への情報提供又はその他の広報手段により、審議会の開催の周知に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 公開により開催した審議会の議事録は、速やかに豊能町役場その他町長が必要と認める場所において閲覧に供するものとする。

- 2 審議会を非公開とした場合は、公開可能な事項について、前項に準じ情報の提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月12日から施行する。

## 豊能町廃棄物減量等推進審議会傍聴要領

(平成20年3月12日施行)

### 1 傍聴手続

- (1) 傍聴の定員は10名程度とします。
- (2) 傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で傍聴申込書に住所及び氏名を記入し、会長の許可を得た上で事務局（環境課職員）の指示を受けて、会場に入場してください。
- (3) 傍聴の受付は、会議開始30分前から先着順で行い、定員になり次第終了します。

### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はちまき、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと。
- (4) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱す行為、会議の支障となるような行為をしないこと。

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議においては、会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の事項を守らないときは、注意し、なお改めないときは退場していただくことがあります。

### 4 非公開の決定

会議の内容が豊能町情報公開条例第7条に該当するとき、公開することによって公正で円滑な審議が著しく阻害される場合は、会長の決定により会議を非公開とします。その場合は、会長又は事務局の指示に従い、速やかに退場してください。

# ごみ処理基本計画の概要

## 計画の概要

### ●計画の位置づけ

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく計画
- ・ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもの

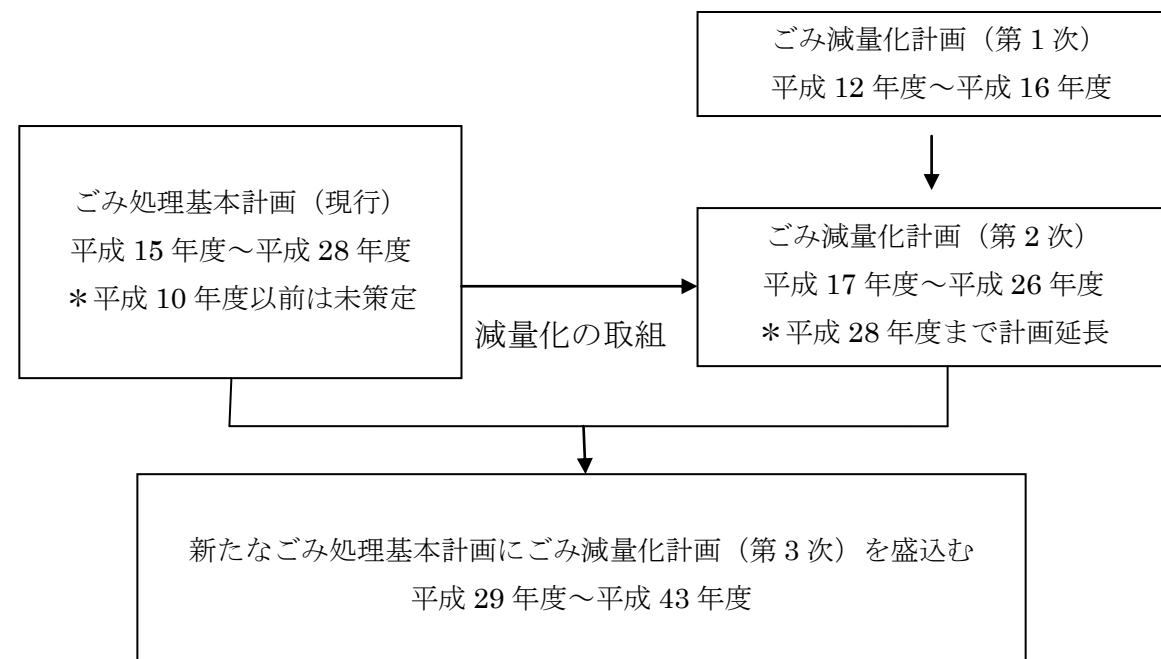
### ●計画期間

- ・平成29年度から平成43年度までの15年間

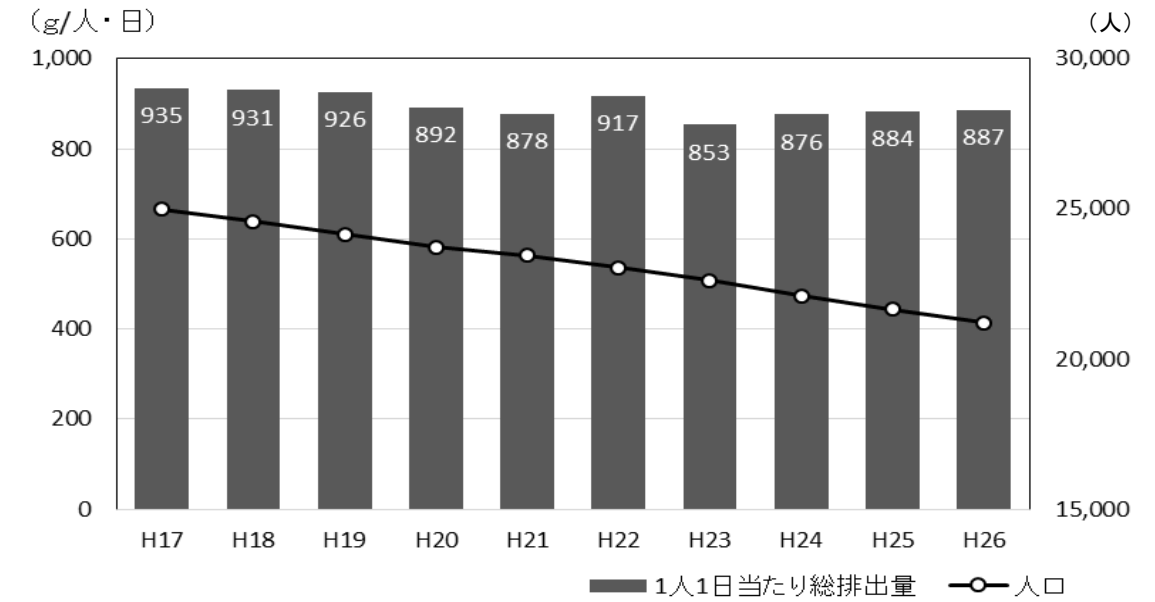
### ●計画の主な内容

- ・地域の概要
- ・ごみ処理の現状
- ・ごみ排出量及び処理量の将来予測
- ・ごみ減量化計画
- ・排出抑制、再資源化計画
- ・収集、運搬、中間処理、最終処分計画

### ●ごみ処理基本計画とごみ減量化計画との関係について



### ●過去10年の1人一日当たり総排出ごみ量の推移



### ●次期「ごみ処理基本計画」について

- ・社会情勢の変化や現行の計画における循環型社会形成に向けた取組みの進展、課題を踏まえ新たな計画の策定
- ・スケジュール案
  - 平成27年12月：審議会に諮問→→→素案作成→→→パブリックコメント実施（計5回の審議会を予定）
  - 平成29年2月頃：審議会答申を予定